

協定業者 各位

平成26年 1月31日
アーク株式会社
アーク賃貸保証

消費税率変更に伴うお取扱についてのお知らせ

平成26年4月1日からの消費税率の引き上げに伴い、現在保証をさせていただいております物件の賃貸料が変更となった場合の取扱について、下記の通りお知らせいたします。

記

一、増額分の保証について

消費税の引き上げにより増額となった賃料については、増額分の保証料は**無料**にて保証いたします。(なお、消費税変更による賃料の増額以外の場合は、通常通り「変更届」の提出と増額分の保証料が必要となります。)

二、代位弁済請求について

消費税の引き上げにより賃貸料が増額となった場合の代位弁済請求は、**通常の「代位弁済請求書」**に増額となった賃料を記載して、備考欄に「消費税分の増額」と初回のみ記載して請求をお願いいたします。

三、4月1日以降の申込について

4月1日以降の申込による契約分については、変更後の消費税率による賃料を記載して申し込む事とし、その後の賃料の増額があった場合には増額分の保証料をいただくこととなります。

四、収納代行サービス（口座引落）をご利用の場合について

- ①マイガードスーパーをご利用の場合は、協定業者様にてインサイト社の会員専用画面より**賃料変更の処理**をお願いいたします。(4月分家賃の引き落としは3月27日となり、3月の5日までに賃料変更の処理が必要となります。)
- ②GE 及びマイガードプレミアムをご利用の場合は、別紙「消費税変更に伴う賃料変更届出書」に必要事項をご記入の上、FAX またはメールにて**弊社各支店に送付**をお願いいたします。(上記同様に、3月27日引落とし分から賃料変更をする場合には、弊社に**3月3日**までに別紙変更届出書が届くようお願いいたします。)

五、振替手数料について

収納代行サービスをご利用している場合の、振替手数料（引落手数料または決済サービス料）は、**4月以降から324円**となりますのでご了承ください。

その他、ご不明な点については、弊社営業担当までお問い合わせください。

以上